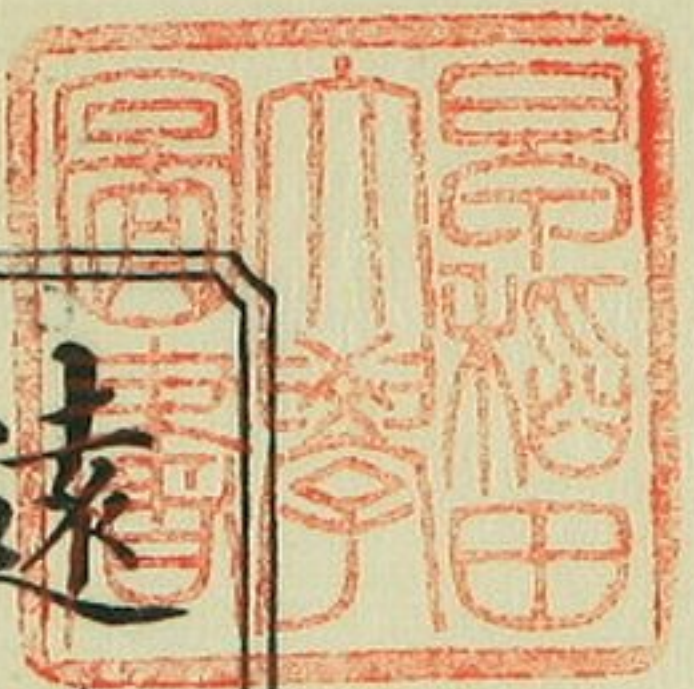


遠近新聞
第八號



定價一匁

西垣文庫
文庫 10
7265
6



持 文庫10
7265
6

遠近新聞第八号

慶應四年閏四月廿七日

越前老候建白書の写

臣慶永謹勿奉_レ上_レ以_レ今般_レ口口伏罪の上東叡山へ開
居謹慎_ニ在_リ會衆始_メ夫々處置_ヲ奉_レ仰_ル
勅裁謝罪_ト既_ニ今朝慶永參_内中山大納言へ奏_レ達_ス
仕_レ事_ニ座_ニ抑_レ口口も謹慎_ノ実効_ヲ顯然_ニ致_シ此上
を於_テ朝廷速_ニ征東_ノ進軍_ヲ爲_レ止_ス并_ニ行幸_も爲_レ
爲_レ止_レ得_ルを天下公議_{口口}の御所置_{朝裁}早々_に爲_レ
在_レ度奉_レ存_ル口口伏罪_{夫々}所置_{仕_レ而_も矢張_{御進軍}}

遠近新聞

第八号

卅七

西垣文庫

5717

行幸 朝廷国々疲弊を極め士民怨嗟の声滿行路遂に
於 朝廷に形勢を立至り可なり必然と奉
存し口口伏罪謹慎無之を得る天下極困弊に共決
聊 朝廷之無理より不奉存し各藩進軍毎々干城
勤 王之誠赤心可踴り利害を言上仕し得て口口家
来過激の者万一忿怒に堪えし處より幾千人一心と
相成必死の兵と相成るや去官軍よりと諸藩人交
り兵隊より百人百心千人千心の氣脱此者共口口伏
罪謹慎承知仕し得る猶以銳氣滅却可仕勝敗の上

至りいふを乍恐如何可有之哉と奉存し 王師実よ
万一勝利無き時を天下を限と奉存憂い何分よ
早々を為止 御進軍公平の所處置万一 爲催
いふを御大事と奉存し兼て奉中上は通外国へ當ケ
條之理分明公法を以て取分仕し伏罪謹慎の上よも
猶 御征東と儀外国へ如何の論のや哉彼是此度
の所處置を以て以後の由政道可推知奉存し臣慶永
徳川の支族の身を離し當職の任を以奉言上し万一
矢張 所進軍 行幸等の由一挙を為在いふを乍恐
天下人心の向背は關係し 後の處所大政先見仕し

得を可相分かあひ右故公平至當の由處置よち出い得を
皇國くわうこくの輝あかり朝威率濱あそひの光放あかり億万の生せい冥めい不啻ふたふた免
塗炭とたん諸候亦感戴かんだい聖恩治安再太平の天日を觀可かん可か
と奉謹畏ほうきん以い外國人がくごくにんも皇政くわうせい由よ一新いっしんの公法こうほうをを為な為な裁さい
以い儀ぎ以い得とくを海外の賞しょう譽よも勿論もちろんと奉存ほうぞん以い臣慶永しんけい永えい盲もう
々々犯はん誓せい僭越けんえつ干冒かんぼう嚴げん以い身奉言上みんぼうごんじやう以い臣當死罪謹待万
一御採用ごさいよう成なり以い得とくを天下幸甚てんかさいじんの至奉存しほうぞん以い慶永誠恐
誠惶頓首せいかうとんしゆ々々再拜謹上

三月

○横濱新聞の抄譯

外國無名氏より新聞氏屋への書状写

予今昼後佛蘭西波登場ふらんせいばとうじやうを通行つうこうせし時筋入筒ときすぢいりづつを構へ
帽子ぼうしを被り今も戦いくさとんととまる風体かぜたいの兵士十六人
の日本船より上陸かづりくするを見し
予が知るは外國がくごくもても局外者きよくがいしやの居留地きりゆうちに戦争のあると見た疑
を兵士の通とほるとは如此ちよ所業しよごうの禁制きんせいあり
日本の主ぬしの矢張横濱やぢやうの主ぬしも勿論予が知る所しよあり
りあるは外國人の居る地がくごくにんのおほに上陸する時も筒づつを携たづへ
ゆき旨あひを日本政府にほんせいふに進すすめべき事あり

此兵士も氣の知をぬ者あれを若く見物人考あく朝
弄まらる時も兵庫の如き工の再び起らんも測り難
らん

西国よりの新岡日附西洋三月廿一日

此度英國ミニストルシヤハレパークス大坂に到り
皇帝に拜謁し證拠書を呈せり此證拠書の儀を己に
看官の知る所あり此の拜謁は舟たのしむ事一ツ
あり今迄日本の習弊を獨り士分のを重んじて
百姓町人等を輕んぢるより日本国と條約の事を
行ふに取ても其害甚多し今より後此事を止めん事

を外國の名代人より日本人に説進めし招子ありさ
て其席に列ありし者ハミニストル并に公使館の書
記官助役も勿論其外諸軍艦の甲比丹大砲船のウ
テナント、アドミラルの書記官及びフラグリウテ
ナン、あり然るに大坂在留の英國コンシユル助役
の除かれしは是を瑣細の事の招多し共向後コンシユル
の権威をささる事少かりしを予思ふよコンシユル助
役もコンマンドル将と同位あり故にアドミラル
の書記官の其席に列ありてコンシユル助役も列あ
らざるの理一向解しがい且大坂の如き大切なる

港の英国コンシユル助役も 皇帝に近寄る辱れた身
分の者も非ざるうと日本人の思をさるも甚宜しう
らざる事あり商人も外国よりも日本国の如く賤し
き身分柄の者と日本人の必ら考ふべし
記者曰コンシユル英もコンシユル助役も皆商人
の中あり故も本文よかくりあり
之と似寄りしう間違神戸よてもありしう兵庫地方
の奉行の王子あり故も英国のコンシユルも非常の
時の奉行と應接を許されざるも何れども常の
神戸よおぬき其下奉行の伊東と應接する事あり日

本人の其身分も拘りし奉行の直談を許さるも
英国のコンシユルよの許さる何事も下奉行を経て
奉行も通むる事あり
○アビシニヤの戦争に幸もテラドリユス死し且捕
虜釋されしうもよりし止しとり其委細の事い
未だ知もたざ
箱館よりの新関よ四月八日の夜箱館外国人の居留
地不残焼失せり是れ多分放火賊の所業ありしり
○於上方所觸の写
鈴木唯一 記

表紙下所觸

四十一

来る七日 還幸卯刺 河出輦天神橋 河休紀別
 屋舖前濱より 河乘船 河座船と肥後藩の船引船
 五艘の事淀城 河泊同八日卯刺 河出輦城南宮
 河昼六条東殿 河小休 還幸
 ○七日寅刺 河内待所 河出輦守口 河休佐太
 河昼牧方 河休淀城 河泊同八日卯刺 河出輦城
 南宮 河昼六条東殿 河休 還幸
 別紙之通事 仰出河道筋其外諸事 着御之節之
 通り可相心得旨大坂 ■ ■ 不洩様の觸者也
 閏四月 裁判所

十八日より日光辺にて又々戦争相始り十九日廿日
 休戦廿一日廿二日廿三日相續き戦争これ有り脱走
 方も大鳥の隊官軍井伊土佐のよ一官軍毎々利有り
 ず廿三日後退て今市を保一脱走方も鉢石は扱
 と云ふ
 奥羽の戦争庄内勢強盛んて山形落城のよ一或
 者云ふ久保田又落城いと真偽未詳
 酒井元二門尉官位と 石上家未至るまで入京
 差止は相成らよ一

今廿五日三條大納言江戸着の趣

○
林昌之助始家未共其他遊撃隊人数二百人余持筒共
何分 所沙汰有之ル其許一被預置ル方 大總督
府 所沙汰ル事 但し其許領分ニ於て謹慎致し
所沙汰奉待ル候可取手也

四月廿四日

大總督府参謀

水野出羽守殿

右鎮持方行届さる方とて以て重役一總督府より感状
を給へりといふ

